

小原眼鏡●補装具の申請方法（一例）



■ 遮光眼鏡や弱視眼鏡などの補装具の申請する方法の一例です。

STEP
01

ご本人または代理の方が自治体(福祉課)に「補装具意見書」など必要書類関係の確認をします。



手帳取得者



自治体(福祉課)

STEP
02

ご本人または代理の方が「補装具意見書」の原本を病院・眼科に持参し、「補装具意見書」を記載してもらい、受け取ります。



補装具意見書



手帳取得者

STEP
03

ご本人または代理の方が販売店から補装具の「見積書」を受け取ります。



販売店



見積書



手帳取得者

STEP
04

ご本人が申請するのは、
「①マイナンバーの分かるもの(個人番号カード、通知カードなど)②補装具意見書
③補装具見積書④障がい者手帳⑤印鑑」を持参し、福祉課へ手続きを行います。

※代理人が申請する場合には必要書類が異なる場合がありますので、詳細についてはお住いの福祉課にご確認を。



手帳取得者



自治体(福祉課)

STEP
05

お住いの自治体(福祉課)から「決定通知書」が送付されてきます。



自治体(福祉課)



決定通知書



手帳取得者

STEP
06

販売店が製品の準備を行い、入荷次第、ご本人に連絡いたします。
販売店より製品を受け取り、利用者負担額がある場合には、販売店に支払います。そして、支給券の受領者氏名、印の欄に記載(代筆可)して販売店に渡すか送付します。



販売店



手帳取得者